

# 平成26年度「新エネ大賞」

## 応募要領

一般財団法人 新エネルギー財団  
(経済産業省 後援)

## 【目 次】

1. 目的	1
2. 募集対象部門	1
3. 応募資格	1
4. 表彰について	1
5. 対象となる新エネルギー等	2
6. 応募方法	2
7. 審査について	3
8. 表彰式、広報など	3
9. その他	4

## 1. 目的

「新エネ大賞」は、新エネルギー等に係る機器の開発、設備等の導入及び普及啓発の取組を広く公募し、厳正、公正な審査の上、表彰することを通じて、新エネルギー等の導入の促進を図ることを目的としているものです。

## 2. 募集対象部門

募集対象部門は次の通りとし、概ね3年以内に開発・導入・活動開始されたものとします。

- (1) 商品・サービス部門（新エネルギー等の製品、周辺機器及び関連サービス商品に係る部門）
- (2) 導入活動部門（新エネルギー等の導入に係る部門、グリーンエネルギー証書の導入を含む）
- (3) 普及啓発活動部門（新エネルギー等の普及啓発に係る部門）

## 3. 応募資格

各募集対象部門の応募資格は次の通りとします。

（一般財団法人 省エネルギーセンター主催の「省エネ大賞」との重複応募はできませんのでご注意ください）

### (1) 商品・サービス部門

新エネルギー等の先進的・独創的な製品、周辺機器及び関連サービス商品（ソフトウェアも含む）を開発した法人で、原則として、市場への導入から6ヶ月程度経過していること  
（原則として開発段階や実証段階の案件は、募集対象外とします）

### (2) 導入活動部門

新エネルギー等の先進的・独創的な導入事例として、6ヶ月程度の利用実績のある法人  
地方公共団体、非営利団体であること  
（新エネルギー等で得られた電気や熱を、グリーンエネルギー証書の仕組みを用いて導入及び普及を行っている法人、地方公共団体、非営利団体を含むものとする）  
（原則として開発段階や実証段階の案件は、募集対象外とします）

### (3) 普及啓発活動部門

新エネルギー等の普及促進を目的として先進的・独創的な普及啓発活動を行っている法人、地方公共団体、非営利団体であること。

## 4. 表彰について

表彰の種類としては、以下の通りとします。

- ① 経済産業大臣賞（1件程度）
- ② エネルギー庁長官賞（2件程度）
- ③ 新エネルギー財団会長賞（4件程度）
- ④ 審査委員長特別賞（1件程度）

受賞者には、表彰式において賞状及び副賞を授与します。

（なお、表彰式の会場、日程などについては、別途発表します）

## 5. 対象となる新エネルギー等

対象とする新エネルギー等の分野は次の通りとします。

- ① 太陽エネルギー（太陽光発電、太陽熱利用）
- ② 風力エネルギー（風力発電）
- ③ 雪氷エネルギー（雪氷熱利用、雪および天然氷の冷熱利用システム）
- ④ バイオマスエネルギー（バイオマス発電・熱利用、バイオマス燃料製造）  
（動植物系有機物で石油、天然ガス及び石炭を除く）
- ⑤ 廃棄物エネルギー（廃棄物発電・熱利用、廃棄物燃料製造）
- ⑥ 地熱発電
- ⑦ 中小水力
- ⑧ 温度差エネルギー（海水、河川水その他の水温と気温との温度差を利用して得られるエネルギー）
- ⑨ その他再生可能エネルギー（地中熱、波力等）
- ⑩ クリーンエネルギー自動車（天然ガス、メタノール及び電気を動力源とするもの）
- ⑪ 燃料電池
- ⑫ スマートグリッド・スマートコミュニティシステム（地域で新エネルギー等を有効活用するエネルギーマネジメントシステム。但し、ビルエネルギーマネジメントシステム(BEMS)やホームエネルギーマネジメントシステム(HEMS)は対象外とします)

## 6. 応募方法

応募の内容により、以下いずれかの申請書をご利用ください。

- 商品・サービス部門
- 導入活動部門
- 普及啓発活動部門

### 応募申請書記載上の注意事項

#### (1) 応募テーマ名

各部門とも応募テーマについては、応募案件に関する内容を「簡潔に表現する名称」を記入してください。

#### (2) 共同申請について

異なる組織が共同して応募する場合は、「代表」と「共同」それぞれの概要と連絡先等を記入してください。

#### (3) 応募者連絡先

ご担当者の記入欄には、当財団から内容について問合せをさせていただく場合の連絡先を記入してください。記入欄のスペースは適宜変更していただいて結構ですが、出来る限り簡潔に記入してください。

#### (4) 応募申請書提出方法

申請書一式は2部(正1部、副1部)印刷し、その電子媒体(WORD形式でCDに焼き付けしたもの)と共に、当財団「新エネ大賞事務局」宛に送付ください。封筒に「新エネ大賞応募

書類在中」とご記入の上、簡易書留あるいは宅急便で送付してください。

(5) 受付期限

申請書の受付期限は、平成26年8月20日(水)(当日消印有効)までです。

申請費用は無料です。なお、応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。

(6) 応募予定票

申請書の提出が平成26年8月20日(水)以降になる場合には、応募予定票に必要事項を記載の上、平成26年8月13日(水)までに「新エネ大賞」事務局宛に電子メールまたはFAXにて提出ください。

## 7. 審査について

### 7.1 審査方法

当財団内に学識経験者等から構成される「審査委員会」を設置し、次に掲げる手順で厳正、公正に審査します。

(1) 書類審査(一次選考案件の選定)

書類審査の過程において、当事務局から内容についての問い合わせを行う場合には、ご協力をお願いします。

(2) ヒアリング審査

一次選考案件についてヒアリング審査を行い、応募者からの発表内容を踏まえて審査します。

ヒアリング対象者には事前に通知しますので、ヒアリング審査に参加していただきます。

(平成26年9月29日(月)か10月10日(金)のいずれかの日)

なお、ヒアリング審査の開催地は東京となります。出席に際しての交通費は自己負担とさせていただきますので予めご了承ください。ヒアリングの詳細については別途ご連絡致します。

(3) 審査委員会

書類審査結果、ヒアリング審査結果を参考に、部門の枠を越えた評価を行い、総合的な観点より表彰候補を選考します。

(4) 現地調査

審査委員会で選定された現地調査案件について現地調査を実施します。

現地調査対象者には事前に通知しますので、現地調査の準備をお願いします。

### 7.2 審査結果の発表

審査結果の発表は、当財団のホームページで掲載、発表し、受賞者に通知します。又、選外となった応募者にも、その旨を通知します。(受賞者の発表:平成26年12月中旬予定)

なお、審査期間中における審査状況等の問合せは受け付けませんのでご注意ください。

## 8. 表彰式、広報など

### 8.1 表彰式

表彰式の日程等については、別途、当財団のホームページで掲載、発表します(平成26年12月中旬予定)。又、受賞者には、別途、通知します。

なお、表彰式の開催地は東京となります。出席に際しての交通費は自己負担とさせていただきますので予めご了承ください。

## 8.2 新エネ大賞エンブレム

受賞された団体、企業の皆様におかれましては、受賞された機器、導入事例等の一般へのPR等のため、以下に示しますエンブレムを活用いただき、新エネルギーの普及促進の一助とすることができます。

ご利用の際は事前に当財団「新エネ大賞事務局」までご連絡下さい。

<p style="text-align: center;"><b>新エネ大賞</b></p> <p>経済産業大臣賞</p>  <p>受賞案件名</p>	<p style="text-align: center;"><b>新エネ大賞</b></p> <p>資源エネルギー庁 長官賞</p>  <p>受賞案件名</p>
<p style="text-align: center;"><b>新エネ大賞</b></p> <p>新エネルギー財団 会長賞</p>  <p>受賞案件名</p>	<p style="text-align: center;"><b>新エネ大賞</b></p> <p>審査委員長 特別賞</p>  <p>受賞案件名</p>

## 8.3 広報

受賞案件については、当財団のホームページなどに掲載、広く広報を行ないます。

又、関連する展示会等への出典に関する紹介、ご案内をさせていただきます。

なお、受賞案件について、受賞データ等のご提供などを依頼することがありますので、その際にはご協力願います。

## 9. その他

本事業の目的を損なうような行為もしくは虚偽の記載等があった場合には、応募を無効といたします。又、審査内容に係る問い合わせ及び審査結果に対する異議の申し立て等はお受けいたしません。

### お問い合わせ先、応募申請書提出先

〒170-0013 東京都豊島区東池袋3丁目13番2号(イムーブル・コジマビル2F)  
一般財団法人 新エネルギー財団 新エネ大賞事務局 玉田、小栗、窪田  
TEL: 03-6810-0361 FAX: 03-3982-5101  
e-mail : [award26@nef.or.jp](mailto:award26@nef.or.jp)